外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林龍洙が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十六日

東京都新宿区西新宿四丁目二番一五―三五〇四号

富林光徳株式会社

日本における代表者　林　龍洙

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である陳鳴が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十六日

中華人民共和国浙江省寧波市鄞州区集仕港鎮売面橋

大阪市住之江区南港中四丁目二番一二―五〇二号

寧波金堅工芸品有限公司

日本における代表者　陳　鳴

事業譲受け公告

平成二十七年六月十五日開催の甲の通常総会において、乙一乃至乙九漁業協同組合の信用事業全部を譲り受けることを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年六月十六日

長崎県長崎市五島町二番二七号

（甲）長崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　久保田　正

長崎県対馬市厳原町久田一番地七

（乙一）厳原町漁業協同組合

代表理事組合長　二宮　昌彦

長崎県対馬市美津島町雞知甲一三二一番地

（乙二）美津島町高浜漁業協同組合

代表理事組合長　國分　利雄

長崎県対馬市美津島町竹敷四番地二二〇

（乙三）美津島町西海漁業協同組合

代表理事組合長　黒岩　美俊

長崎県対馬市美津島町久須保七一一番地一〇

（乙四）美津島町漁業協同組合

代表理事組合長　小島　博美

長崎県対馬市豊玉町千尋藻三五五番地九

（乙五）豊玉町漁業協同組合

代表理事組合長　原田　義治

長崎県対馬市峰町佐賀三三番地一四

（乙六）峰町東部漁業協同組合

代表理事組合長　井上　淳輝

長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎一三番地三

（乙七）上県町漁業協同組合

代表理事組合長　部原　政夫

長崎県対馬市上県町佐須奈乙一一六四番地三

（乙八）佐須奈漁業協同組合

代表理事組合長　嶋居　正明

長崎県対馬市上対馬町琴一二四七番地

（乙九）上対馬南漁業協同組合

代表理事組合長　石村　末雄

訂正公告

平成二十七年五月十三日（号外第一〇六号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④廃止した従たる事務所「大阪府大阪市天王寺区玉造本町２番32号」とあるは、「大阪府大阪市天王寺区玉造元町２番32号」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十七年六月十六日

大阪府東大阪市長堂一丁目二番一四号

株式会社ＬＥＧＡＴＯ

代表取締役　髙橋　浩二

訂正公告

平成二十七年六月五日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、住所「福岡県福岡市博多区大井二丁目三番五号」とあるは「福岡県福岡市博多区大井二丁目三番一号」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月十六日

福岡県福岡市博多区大井二丁目三番一号

株式会社レッド・キャベツ

代表取締役社長　岩下　良

訂正公告

平成二十七年六月十日（号外第一三〇号）掲載の日本道路興運株式会社に係る第五十期決算公告（枠組み）中、「（単位：千円）」とあるは、「（単位：百万円）」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月十六日

扱店

正誤

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）内閣府告示第四十九号（特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等）

（原稿誤り）

六五四ページ表中チーム保育加配加算の欄は次のとおりの誤り。

チーム保育加配加算 ※加配１人当たり単価	
	処遇改善等加算
25,910×加配人数	250×加算率×加配人数
15,550×加配人数	150×加算率×加配人数
11,100×加配人数	110×加算率×加配人数
8,630×加配人数	80×加算率×加配人数
6,470×加配人数	60×加算率×加配人数
5,180×加配人数	50×加算率×加配人数
4,310×加配人数	40×加算率×加配人数
3,700×加配人数	30×加算率×加配人数
3,230×加配人数	30×加算率×加配人数
2,870×加配人数	20×加算率×加配人数
2,590×加配人数	20×加算率×加配人数
2,150×加配人数	20×加算率×加配人数
1,850×加配人数	10×加算率×加配人数
1,610×加配人数	10×加算率×加配人数
1,430×加配人数	10×加算率×加配人数
1,290×加配人数	10×加算率×加配人数
1,170×加配人数	10×加算率×加配人数

六五六ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
	処遇改善等加算
15,110	150×加算率
9,060	90×加算率
6,470	60×加算率
5,030	50×加算率
3,770	30×加算率
3,020	30×加算率
2,510	20×加算率
2,150	20×加算率
1,880	10×加算率
1,670	10×加算率
1,510	10×加算率
1,250	10×加算率
1,070	10×加算率
940	9×加算率
830	8×加算率
750	7×加算率
680	6×加算率

六五八ページ表中チーム保育加配加算の欄は次のとおりの誤り。

チーム保育加配加算 ※加配１人当たり単価	
	処遇改善等加算
25,240×加配人数	250×加算率×加配人数
15,140×加配人数	150×加算率×加配人数
10,820×加配人数	100×加算率×加配人数
8,410×加配人数	80×加算率×加配人数
6,310×加配人数	60×加算率×加配人数
5,040×加配人数	50×加算率×加配人数
4,200×加配人数	40×加算率×加配人数
3,600×加配人数	30×加算率×加配人数
3,150×加配人数	30×加算率×加配人数
2,800×加配人数	20×加算率×加配人数
2,520×加配人数	20×加算率×加配人数
2,100×加配人数	20×加算率×加配人数
1,800×加配人数	10×加算率×加配人数
1,570×加配人数	10×加算率×加配人数
1,400×加配人数	10×加算率×加配人数
1,260×加配人数	10×加算率×加配人数
1,140×加配人数	10×加算率×加配人数

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十六日付第一三四号一
四月十四日付衆会第一五号

二八ページ●同日付政府調達第一一一号五六ページ●
四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）